資

ンリー・スタッブ『古き善き大義』②

友

岡

敏

明

ので、 その部分を補足・追加し、 ここにその全体を改めて掲載しておく。

訳出に際してとった諸原則は前回とれを示したのであるが、それではかなりの部分で不十分であることが判明した

3、資料(法令、聖書内の部分名等)のときも「2、引用のときは、「」」

1、強調のときは、/

原文がイタリック体の場合で、それが、

4、書名の意のときは、『』

、吾頃が大て召りコーマン本り単吾こつ、こま、それが、5、単なる固有名詞のときは、無記号で、それぞれ表示した。

、語頭が大文字のローマン体の単語については、それが、

1、強調の意のときは、傍点を付し、

3、何らかの資料名であるときは、「 」で括った。 2、単なる固有名詞のときは、無記号で表示し、

、全体が大文字のローマン体の単語や字句は、《 》で括った。

一、〇)内は、その都度断わらない限り、訳者の補ったものである。

内は、その都度断わらない限り、原文のものである。

- 一、原典で長短さまざまな欄外注が付されているが、本翻訳では、付注箇所に全巻通しの番号をルビの算用数字で付し、 容については各発表回の最後に一括して訳出・掲載することとした。
- 一、ルビ・ゴチックの漢数字は、訳者の注を示し、全巻通しのものとする。ただし、その掲載は各発表回に一括して右の原注の後

読者へのお断わり

におくこととした。

流しこんだのであった。したがって、もし〃火急〃に追われた所作にありがちなように〃記憶〃の違いや筋の〃食い くほどに『新たな文章』 文〃を除けば、草した原稿の三枚を同時に読み通すこともけっしてなく、また〃浄書〃されることもないままに、書 その意を何らかの点で私見と同じくしないとすれば、私はさらに次のととを知って頂かねばならない。すなわち、ッ序 のところこの『小論』にすぎぬ一冊の書物が、爾後、そのことの『正当な防禦』と相成るであろう。もし諸賢にして ころではないからである。ただ、著述を急いだがゆえに、他の一切の失態も私の熱情に免じて許されるべくして、今 ならば、その人物の偽らざる志向を疑うことは、此の世において最高の潔白漢の名誉を傷つけずして能くなしうると らば、〔著者たるこの私の〕人物のもつ欠陥についてはこれを大目に見て下さるよう御願いするしだいである。 かにもあれ、私としては各位の寛恕を乞わなければならない。もし諸賢にして〃古き善き大義〃にとって親しき友な たしだいであるから、との仕事の遂行の間に私の犯したかもしれぬいくつかの過誤については、 最近の巡り合わせのうちに働く゛神の御摂理〃のおかげをもって思いがけなくもこうした著作の仕事に召し出され に想到し、その都度、 ときには挿入すべき箇所ではなく、〃空隙〃 のある場所に 読者諸賢の判定がい //適当に//

惹きいれることを私は潔しとしないのである。

蔵の「ギリシア語草稿」である。 の な箇所でのこうしたお断わりに耳を傾けていただいたうえで、 〃原本〃 かるべき程度を超えて〃酷評〃 に身を委ねるなりしなければならない。 に照らして決せられねばならない。 は、 私を欺きはしなかったものの私の論敵を欺くことになるかもしれない後世の したバクスター氏が私に嚙みつくなら話しは別だが、 私は、 私の引用するマッレラは、 引用文にのっぴきならぬ重きを置くものではけっしてないが、 諸賢の 〃で諒恕〃を乞うなり、 オックスフォード そうでもなければ、 諸賢の 〔大学附属〕 //諸版// /厳酷なるご批 図書館 私 で は は

旂

違い//

B

〃意味転換〃

やその他の何らかの

〃誤謬〃 があるとすれば、以下の本論のいわば〃お飾り〃 にすぎないよう

スタ 『古き善き大義』(2) けル は、そうした理由によるものである。そしてまた、〃節度ある論駁〃を受けるやいなや、せっかく厳粛な気持ちで〃公 ことなく私自身の見解を公表することを旨として、〔献辞をささげるべき〕いかなる献呈者をも特に 決めなかっ 口を覆い、 れば、「学識に優れかつ聡明な主教主義者たち」の足下に身を投じ、 に原因がある。 を口汚く罵倒するよう〃宮廷派〃から彼が煽動を受けたように見受けられた(私の得た情況でもそうなっている) からも穏和な対応を期待できるものと思う。その対バクスターの にしたものを同じく厳粛に自ら〃撤回〃 することになるような私見を、 喜んで〔そちらの〕〃真理〃 への改宗者となりましょう。 もし私にしてバクスター氏や誰とは名前をいわないが他の人びとに対して傲慢に過ぎるというのであ 〃酷評〃 であるが、それは、「共和制を唆す者たち」 彼らの言説に信服しうる場合には、 そこで、 "保護" してくれる立場に、 他の何人をもこの議論に引きずりこむ 何人であれ 私は自らの たの

点

123 るものでは は 〃真理〃 ない。 以外を目的としない。 もし私が何人によってか彼らの陣営に と同時に、 ζì ・かなる〃党派〃 〃改宗〃 せしめるに値すると考えられるならば、 にも、 また何人の 〃企み〃 にも奉仕すべく筆を執 書信をもっ 彼らは私

7)

対する反論を刊行する必要はない。 私は、(こうした〃表題〃 の書物に対する論駁を嫌われるがゆえに)

承認するものであるし、 証明するであろう、と。 私は次のように明言しておきたい。すなわち、必ずしもそうした批判は妥当せず、私の語る〃寛容〞史がこのことを 見の寛容に贅成の人間には自説なし」といういとも簡単に口の端に掛けられる批判を承知のうえで、「自身を省みて」 動的熱弁〃や〃紋切型の説教〃によって私の静穏を乱していただきたくないこと、 これである。 また、「あらゆる意 て私に箴言を呈される御仁に対しても、刊行物をもって姿を現す何人に対するのとも同じ〃公平さ〃をもって臨むで いずれにせよ、私の敢て望むところは、彼らの論調の穏かならんこと、何らの結論も生まない類のッ大衆煽 またもし私が異端者の処罰に 関してベザと 見解を異にするとすれば、 一体いかなる人物を のみならず、私自身〔定見の持主として〕「救いの鎖」というパーキンスの教義を全面的に

〃先達〃 と呼ぶべきか途方に暮れるものである。

ረን 最後に、校正刷りに朱を入れる機会が皆無であったことから、出版社が正誤表を付すことについてご諒恕賜わりた

一六五九年七月四日

オックスフォード大学の研究室にて

ヘンリー・スタッブ

序言

が)のために著述する場合には、著者となることを畏怖せしめるようなあらゆる術策と闘う必要がある。 け≪古き善き大義≫ (私の居住する地方では 格別に嫌悪と 譴責と軽侮の念をもって 語られることがしばしばである 〃利害〃 に合わないからといって 〃槍玉〃 にあげるにいたるのみならず、さらにそのものの〃善性〃 をまで〃非難〃 今の世でおよそものを著述することにはどれほどの危険が伴うかを知らない私ではない。けれども、現在、 自分たちの

『古き善き大義』(2) 125 戦/の たにせよ、 宣言《が提唱したもの以外に、右の諸種の《原因》は、人びとの心において優勢を占め、 ては、フランスのルイ十一世の場合と同様、「その 〔邪な〕枢密院も同じ穴の貉狢であった」といってもよい)も十二 のである。私が本書で回答を試みたのは、前者の〔利害・善性混同論の〕類に対してである。後者の〔古さを問題と の する者たち(エフェゾスの銅細工師アレクサンドロスのように)がいるかと思えば、〃古さ〃 ったという人がいても、私は、そういう御仁には次のように告げなければならない。すなわち、当時実在した「国王 く〃真理〃だと考えるものである。そして、人民に固有の主権ありと主張することが「古き善き大義」には属さなか な感情をもつ国民には提案しないほうがよいような〃方策〃 が脳裡にも浮かばなかった時代には、〃議会〃の〃公式 救済する 〃手だて〃 が〃望外〃 であった時代に、あるいは少なくとも〃深く根を張った君主制〃 に対して半ば偏愛的 分に洗い出されていなかったし、 とである。「議会の特権」も「人民の自由」も一方では十分に実現されず、他方では〃君主〞の〃堕落〞(これについ わず将来において得られる〃利得〃 に対する目当てとか、 それにさまざまな装いや覆いをまとった 〃自由〃 と〃宗 する〕類の人びとに関しては、 の要求に対する議会の擁護」はそのような「人民」〃主権〃 いるような変化をイギリスに招来するのに与って力のあった刺激剤であった。しかしながら、他に一万の動機があっ 〃スムプシムス〔正しい主張〕、が彼らの〃ムムプシムス〔謬見〕/ よりもはたして古いものかを疑う者たちがいる 〃防衛〞とかといった、区々の党派を対 〃君主〞の抗争に引きずりこんだ各種の 〃原因〞 が存在したというこ 〃開始〃に当ってはともかく、その〃遂行〃に際しては、ある特別の 私は、〃霊的〃・〃世俗的〃《自由》が《善き》「古き大義」であったと主張することを、〃誤謬〃 私は彼らに次のことを考慮していただきたいと思う。すなわち、それは、先きの〃内 また右の〃特権〃や〃自由〃を確立し、〃君主〃の〃堕落〃のもたらす諸不都合を が前提されていたことを証示しており、 ″怨恨″とか、″醜聞″とか、 われわれが目撃者となって を問題として、 もしそれ 大小を問 とちら

主権〕が「古き大義」ではなかったとしても、そのッ大義〞の根底に存したものとして公認されていたのだ、

ځ

そ

では

の証拠に、 〃自発的な〃 それを保持せんとすることが戦争の 〃引き金〃 となったその人民の 譲渡であったのではなく、 〃纂奪者〃 からの譲渡もしくは、「自ら纂奪した」のではないとしてもその 〃権利〃と〃自由〃は、〃国王〃 . の

答える。すなわち、政体変更が戦争原因では必ずしもなかったといいうるその所以は、その時点で統治形態の変更が と、われわれの立場を貶めてしまったのである。 制〃を創設したのではなく、それを〃改善〃しなければならなかったにすぎないのである。この種の反対をひねり出 の請願」や現存の他の諸法は、〃君主制〃をすでに廃止してしまっていたのであり、 行なわれたのでは〃なかった〃 こと、また〃現在〃 行なわれているのでは〃ない〃 点に存する、と。 つまり、「権利 形態以外のものに変革することがわれわれの戦争の原因のいかなるものでもなかった」とすれば、私は、 って、あるいは他の す人は、ハ人民〃が〃譲歩〃することのけっしてない〃特権〃や〃免除〃を、〃忌むべき名称〃の〃僅少の変更〃によ によって承認されていた。 もし 「国家の政治体制 (the Constitution of the Commonwealth) をわれわれが見た国家 的な〃主権〃であり、〔これに対して〕〃立法的至上権〃と人民の利益が久しい以前から第一級の法律家や神学者たち ″継承″の全過程が もし〃主権〃が〔人民以外の〕他の箇所に在るとすれば、その在りかは〃執行的〃部分であったが、これ‐ぉ 〃環境〃をもってくることによって彼ら人民に確保してやることができるだろうといった内容 〃継続的纂奪〃 に他ならなかったような者からの強制的奪還であったのである。 したがって、 われわれは、 次のように は非本来 *"*共和

体制(Constitution)を変更する権限を有していない」といわれている。 私は、こうした説を唱える人びとに対して、 分掌部分としての〕設立の〃目的〃は〃人民〃と〃庶民〃の〃福祉〃であったがゆえに、〃手段〃を規律し、 〃庶民〃 がいかにして「混合政体(mixture of Government)」に参与するにいたったかを尋ねないでおこう。 (distribution of Government)」のどのような形態がうち建てられようとも、 「君主と貴族」の 時宜に (主権 ただ

他方さらに、「主権は君主と貴族と庶民の手に混合的に分掌させられており、」

いかなる〔主権分掌の〕

部分も 政治

ブ『古き善き大義』(2) 人が認める〕〃第一原因〃 権〃は「国王と貴族・庶民の両院」 に混同されているとか他のこうした類の〔政体に関する〕事柄とかいった、 されえない事柄を通して、例証してみよう。 言〃と称された〃ばかげた文書〃とは異なって、〃古き〃(しかも〃善き心〃大義〃であるということ、である。同じ の生得権 (the birth-right of the Subject)/ であると、いかにしばしば宣言してきたことであろうか。 わが国の議会は、しかじかのものを 〃基本的権利 (fundamentall [sic.] right)/、わが国の制定法 (constituted laws) (すなわち造物主)の次に位する議会が「わが王国の基本的政体(the fundamentall [sic.]

事柄が観点を変えれば新しくかつ古いことが不条理ではないことも、けっして不可能ではない。私はこのことを、〃そ れ自体の本性~によっては〔内在的に〕人の確信を得難いとしても、もっとも強硬なわれわれの論敵によっても拒絶

た〃議会〞といった不名誉な呼称によって以外は爾後呼ばれることもない 〃集合体 (junctum)〞の、〃請願〞や〃助 は、「統治綱領」にしろ、〃パルラメントゥム・インドクトールム〃の、つまり〃学識〃・〃賢明〃・〃廉直〃の欠如し が判定人となってよければ、 彼は、「イスラエル人たちが重荷に喘いでいる」というよりも「彼らは怠堕である」と 関わっている者が〃判定人〃とならねばならないことは、私には疑問の余地のないところである。もし〃ファラオ〃 らの〕〃逸脱〃によるか〃苦情〃〔の種となること〕によって利得する者、正しく決定しえぬほどに利害関係人として 〃経験〃する 〃庶民〃が〔変革すべきか否かの〕〃判定人〃とならなければならない。 さもなければ、〔既存の規則か

いうであろう。 もしこの点に関する〔庶民の〕〃地位〃 を論破しようとするほどに〃頑冥固陋〃の人間が誰かいると

しても、しかもなお、彼らのうち誰一人として、次のことを否定しえないはずである。

すなわち、

との庶民の地位

応じてこれを 〃無用〃 として 〃廃棄〃 するのが 〃目的〃 である以上、反対されている 〃手段〃 の差し迫った不都合を

に先き立って自然がわれわれをそれへと衝き動かす要求の上にのみ 〃確立〃・〃定礎〃 されたものであるべき 王国の『主

constitution of this Kingdom)」として公認した事柄は、 そうした〔宣言の内容に即した〕 論拠によってのみ正当化

分

治下の歴史記事』で、またラシュワースがその資料集で記録しているあの〃庶民院〃の〃抗議〃を正当化するには、 方法とは異なった方法をもってするならば、彼ら〔諸身分〕の〃特権〃等が〃基本的〃であることが〃論証〃される Estates)、のようなもの(もしそう呼んでもよければ)は存在しないし、われわれの〃大義〃の〃古さ〃を証明する よりも、むしろもっと〃論議〃を呼ぶことになりかねないのである。ヘイリン博士がその『国王ジェームズ〔一世〕 われを導く探求方法は存在しないだろうからである。 ヘンリー一世の時代にいたるまでは 八三〕身分制(order of と仮定され、もう少し高貴な原因を探るとしても〃庶民〃が基本的に参与するような〃主権〃の混合の方向へとわれ されうるのである。というのも、〔歴史的な論拠に立てば、〕〃君主制〃 は〔ノルマンの〕〃征服〃 時にうち建てられた

「庶民院の抗議、ジェームズ治世第一九年、一六二一年〔一二月一八日〕」

他にどんな方法があるか、私には皆目見当もつかないのである。

に関して、以下のような抗議を行なう。すなわち、 ッ骸会∜に集った ∥庶民∜ は、との好機を捉えて、本文書に言及される諸般の事情のなかでも ∥ 議会∜ の各種の自由・免除・特権

- | 、議会の自由・免除・特権・管轄権は、古来からの疑問の余地なき生得権であり、"英国" 臣民の遺産であること、
- 、国王や国家に関する、そして《王国》や国教会の防衛に関する喫緊にして根気の要る。政、諸法の維持と作成、王国内に日々 生起する失政や苦情の救済は、″議会〟における ″審議』や討論の固有の主題であること、
- 一、そうした本務の遂行に当って、《議会》の全議員は、懸案を提議し、整理し、 審議し、 結論へともってくるための言論の自由 を有していること、また権利上その自由を有すべきこと、
- 、『議会』における『庶民』は、同様に、彼らによって最適と判断された順序で事案を処理するための干渉されざる『自由』を 有し、 庶民院議員は誰でも、″議会″ に関する事項や ″議会″ の本務遂行上関わった事項等に関してその為したる発言・判断

宣言につき(院自らの非難による以外は)、いかなる弾劾・拘禁・譴責からも同様に自由であること、

王』が私的な情報によって欺かれる以前に、『議会』に集う『庶民』全体の助言と同意によって『国王』に面会しうべきこと。 ッ籔会∜ でなしたるその行為や発言につき不満を抱かれ疑いを持たれることがある場合、 その当該議員は、ッ国

を整えた〃法ハ、ハ特権ハ、ハ疑いなき生得権ハ であり、 それと同様に 〃古き大義ハ としての真実さを持ちうるのであ 〃真実〃、〃正当〃、〃公正〃 であるのは間違いないが)は、私の判断では、いかに不利に見積っても、しかるべき様式 ここに挙げた例をはじめ、これまでの時代やこれ以後の時代において 〃議会〃 が用いる他の多くの表現(それらが

原注

(1) ローマ法においては、完全に同朋とされ、自由人身分(the ingenui)の一人とされた者は、その母親がかつて、あるいは る、といわれている。セルデン『自然法論』第二巻第四章一六三ページに所引の「自然への復帰について」(*L. 2. D.*)〔を参 と生まれたその状態ではなく、 アダムの後継たることによって彼に帰属するその 状態である ≪生得権≫ へと復帰せしめられ (enfranchisement) によって直ちに、 自然に戻される (naturalibus restitui)、つまり両親との血の繋りによってそれへ 現在、 召使いすなわち 女奴隷であり、 したがってその 〔息子としてのその〕 者の 生まれが 卑賎であっても、 そうした解放

訳注

II、スタッブは、本論に入って数回マッレラ(J. Mallela)を引用するが、マッレラに関する歴史的な事蹟は詳かにしない。 一、地がイタリック体で、ところどころローマン体になっているので、この「お断わり」の節では訳出の際の記号の使用は、 般原則と逆になる。すなわち、ローマン体で何らかの引用と思われる場合に「」」で括る等である。

三、この段落は、訳者のものである。

四、バクスター (Richard Baxter, 1615~1691) は、長老派の神学者であったが、人民の『自由』と『安全』を願う一方で、 英国の『共和制』的行き方(国王処刑や主教制の根絶等)に反対した。この点で、スタップとの衝突は、必至であった。

五、この段落は、訳者のものである。

六、原典では"Pe kin's doctrine"として r が脱落し、アポストロフィーの位置が s の前に付されているが、この人物は明 彼の救済予定の教義は、ホッブズによって実質的な運命論の典型とされた。本文にいう「救済の鎖」は、この局面を指すと思 (1600) がある。 National Biography によった。また、パーキンスには、Armilla Aurea (1590) すなわち 英訳されて A Golden Chain と人間の自由意志』 A Treatise of God's Free Grace and Man's Free Will (1602) 等がある。 以上、Dictionary oj う合理的側面を有していた。著書に『救済予定の機杼』De Praedestinationis modo et ordine (1598) や『神の自由な恩寵 われるが、パーキンスはなお《千年王国運動》にのめりこまなかったし、当時流行の《星占い》から一歩身を引いていたとい らかに Perkins を指している。彼パーキンス (William Perkins, 1558~1602) は、妥協を知らないカルヴィン主義者であり

七、ベザ (Theodore de Beza, 1519~1605) は、 ジュネーヴでカルヴァンの後継者となり、 フランスのユグノー派を援助し Torchbooks, 1957), p. 195. らゆる手段をとらなければならない」という点に 存在した。 Cf. William Haller, The Rise of Puritanism (Harper た。ベザの迫害正当化論の趣旨は、「為政者は神と人間に対する義務によって、 誤謬の汚染から人民を保護するのに必要なあ

八、この段落は、訳者のものである。

ど全アジアにわたって、人間の手で造るものは神々ではないといって、多くの人びとを迷わし、引きつけていることも、君た れ……る恐れがある』といった。……町中騒がしくなった。彼らは、パウロの旅の同行者、マケドニア人のアリスタルコスと ちは見聞している。こうなれば、われわれの職業上の信用が落る危険があるだけではなく、大女神アルテミスの寺院も軽ぜら が、この細工によるものであることは、君たちの知る通りである。ところが、あのパウロが、エフェゾだけではなく、ほとん を造って、細工人たちに多くの利益を得させていた。彼は、その職人たちと同業の職人を集めて『仲間たちよ、われわれの富 る。「その頃、主の道のことから、 一方ならぬ騒動が起った。 デメトリオスという一人の銀細工師がアルテミスの銀の小寺院 の、そして銅細工師(Coppersmith)は銀細工師 (silversmith) の、間違いである。 同箇所の話しは次のようになってい 「使徒行録」第一九章第二三~三五節から採られた故事だと思われる。もしそうならば、アレクサンドロスはデメトリオス 古き善き大義』

コは省略した。

もの、エフェゾ人のアルテミス』と叫び続けた」(バルバロ訳『聖書』による。ただし一部字句変更)。 に手で合図して、 弁明しようとしたが、人びとは、彼がユダヤ人だと分ったので、 みな声を合せて、二時間もの間、「偉大な なかった。それから、ユダヤ人が前に押し出していたアレクサンドロスを群集から引き出した。アレクサンドロスは、人びと を捕え、一かたまりになって、劇場に押し入った。……集会は大混乱に陥ったが、人びとの大部分は、なぜ集ったかさえ知ら

〇、『スムプシムス (sumpsimus)』と『ムムプシムス (mumpsimus)』 の関係は、R. Pace, De Fructu (1517) における 次の話しに由来する。すなわち、ある字の読めないイギリス人司祭がミサ典文中のある文章を"quod in ore mumpsimus" 放棄することはいたしません」と答えた、という。以上、Oxford English Dictionary による。 と読んで間違いを正されたとき、 彼は「あなたの新しい読み方"sumpsimus"に代えて私の古くからの"mumpsimus"を

| ||、原文のものである| |一|、ルイ十一世(仏王、一四六一~八三年)は、封建諸侯の抵抗を排除して、中央集権化を進めた。 一、いうまでもなく、ピューリタン戦争(一六四二~九年)を指す。

찍 held forth"の訳であるが、 besides の前の丸カッコに応ずる受けの丸カッコが見当たらないので、訳では始まりの丸カッ 「"議会"の "公式宣言" が提唱したもの以外に」は、"(besides what the publick (sic.) declarations of Parliament

Ą 六、例えば、「権利の請願(Petition of Right 1628)」の一節には次のようにある。「したがって陛下の臣民は、国王陛下に対 しまっていた」と述べたと思われる。 のであるが、その『君主』をも縛る『庶民院』の意志が根底にあるということで、 スタップは「"君主制』をすでに廃止して の他との種の負担を納めたり支払ったりするよう強制されないこと……」。 このように、 制度として 《君主》 は存在している して慎んで御願いいたします。すなわち、議会の法令による同意なくしては今後何人も、進物、貸金、 この段落は、訳者のものである。 徳税、 租税、 およびそ

九、この段落は、訳者のものである。 八、原典に単に"Instrument"とあるのは、一六五三年一二月一六日にオリヴァー・クロムウェルが発した"The Instrument of Government" すなわち「統治綱領」であり、《護民官政治(the Protectorate)』を定めた文書である。

131

七、この段落は、訳者のものである。

二〇、原文のものである。

Ⅰ一、ヘンリー|世(Henry I, king 1100~35)は、 ウィリアム征服王の息子で、 官僚化された国家運営によって効率的な統治 を目指した一方、気儘な課税や権力の濫用を終焉させるために「自由の憲章 (Charter of Liberties)」を発したり、封建諸 侯会議を発足させたりした。

| | | | | Selden, De Jure Naturali et Gentium, juxta disciplinam Ebraeorum (London, 1640) のスタップによって指摘 その自然の状態に復帰させられる」)とあり、*印の箇所に対応する欄外に、L. 2. D. de Naturalibus restituendis とある、 cum servus natus esset"(「たとえ奴隷に生まれた人間であってもその生まれた身分にではなく、 初めに全人類があった された箇所に、"naturalibus* restituitur in quibus initio omnes homines fuerunt, non in quibus ipse nascitur,

との最後の L. 2 D. は、スタッブによってもそのままノーコメントで引用されているが、訳者には"Jus Caesareum"との

関連以外不詳である。